

# 高齢者等に対するインフルエンザ 予防接種費用助成事業のお知らせ

八雲町では、高齢者等に対するインフルエンザ予防接種の費用助成を次のとおり実施します。

## 【助成対象者】

八雲町に住民登録があり、平成25年10月1日～平成26年2月28日の間にインフルエンザワクチンを接種した方の内、次のいずれかに該当する方。  
①接種日当日に満65歳以上の方

②接種日当日に満60歳以上満65歳未満であつて、身体障害手帳1級（心臓、じん臓、呼吸器若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいに限る。）の交付を受けた者

## 【助成金額と自己負担額】

助成金額は、接種する医療機関により異なりますが、八雲町内の医療機関の窓口で支払う自己負担額は、どの医療機関で接種しても1,500円です。

※生活保護世帯（助成対象者

に限る）の方が、八雲町内の医療機関で接種する場合は無料です。

## 【八雲町内の医療機関で接種される方】

医療機関で、自己負担額である1,500円をお支払いください。  
※申請の手続きは必要ありません。

## 医療機関に提示するもの

健康保険証、運転免許証、住民票のいずれか。  
※生活保護世帯の方は診療依頼券または生活保護受給証明書（役場住民生活課、熊石総合支所住民サービス課、落部支所で発行しています。）  
※満60歳以上満65歳未満の方の内、助成対象者の方は身体障害者手帳

## 【八雲町外の医療機関等で接種される方】

一旦、医療機関の窓口で接種料金の全額を支払った後、次により申請することで自己負担額を除いた額（上限2,100円）を助成します。

※生活保護世帯（助成対象者に限る）の方は、接種にかかった費用（上限3,600円）を助成します。

①申請場所  
シルバープラザ、落部支所、熊石総合支所、熊石総合支所相沼・泊川出張所

②申請期限  
平成26年3月14日（金）

③助成方法  
銀行等口座への振込みまたは現金。

④申請する際にお持ちいただくもの  
医療機関等が発行した領収書または接種済証

・氏名、生年月日を確認できるもの（健康保険証等）  
・印鑑（シャチハタ印以外の印鑑）

・銀行等への口座振込を希望される場合には、その口座番号を確認できるもの（通帳等）

## 【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係  
（シルバープラザ内）  
☎0137-64-2111  
熊石総合支所  
住民サービス課保健福祉係

## ●八雲町内で予防接種を受けることができる医療機関

医療機関名	電話番号	予約開始日	接種開始日	備考
八雲総合病院	☎0137-63-2185	10月8日	11月5日	接種月齢：6カ月～ 【6カ月～13歳未満の接種は10月22日より開始します】
魚住金婚湯医院	☎0137-67-2311	10月中旬	10月下旬	接種月齢：6カ月～
まきた循環器内科 クリニック	☎0137-62-4711	10月下旬	11月上旬	接種年齢：3歳以上
八雲ユースラップ医院	☎0137-62-2878		11月1日	接種年齢：3歳以上 【予約の必要は有りません】
熊石国民健康保険病院	☎01398-2-3555	10月10日	10月29日	接種年齢：1歳以上 【年齢により接種日が異なります】